

連携協力に関する協定書

国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「甲」という。）と、学校法人愛知大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に教育研究、社会貢献等における連携協力を推進し、もって両大学の教育研究等の発展に資することを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲及び乙が連携協力して行う事業内容については、甲乙協議により別に定めるものとする。

（連携協議会）

第3条 本協定の運用及び前条の連携協力事業の円滑な推進のため、豊橋技術科学大学・愛知大学連携協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は2年とするものとする。ただし、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、協議会において定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

平成17年 4月 1日

甲 国立大学法人
豊橋技術科学大学長
西 永



西 永 公 頌

乙 学校法人
愛知大学理事長・学長
武 田 信 昭



武 田 信 昭